

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額の引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

○介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	171,650 円	171,650 円
	随時介護を受けている場合	85,780 円	85,780 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	73,090 円	75,290 円
	随時介護を受けている場合 ※据置き	36,500 円	37,600 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記改正後の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。（改正附則第2項）

八戸市附属機関設置条例の一部改正（案） の概要について

1. 改正理由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を設置するためのものである。

2. 改正内容

八戸市附属機関設置条例(昭和25年八戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。
別表の2に次のように加える。

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。
	(2) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。

3. 施行期日

令和4年7月1日

4. 参考（八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議）

(1) 目的

国天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」について、自然・社会環境の変動に対応し、将来にわたるウミネコの繁殖の保護を図るため、未実施であったウミネコの生態と植生及びその関係性に関し、専門的な詳細調査を実施しており、当該調査に対して意見等を述べるもの（詳細調査は、別途実施中）。

(2) 組織概要

- ①委員数 10人程度（学識経験者や地元関係者）
- ②会議 2回（7月と12月開催予定）

(3) 今後の予定

「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査」及び当該検討会議終了後、調査成果に基づき、繁殖に悪影響を及ぼす植物の駆除や、繁殖に適した最低限度の植生管理の基準等を定める「(仮称)蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画」を策定予定（令和5・6年度事業の予定）。